様式第２（第５条関係）

令和８年度･令和９年度期第３回犬山市青少年問題協議会及び
犬山市青少年センター運営協議会　会議録

１　会議の名称　犬山市青少年問題協議会及び犬山市青少年センター運営協議会
２　開催日時　　令和８年 10 月 13 日(火)午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分
３　開催場所　　犬山市役所　２０１　会議室
４　出席者
（１）　委員：石木和年、松本里美、織田剛、粥川遼、古野敬介、田島奈生美、奥村由季恵、南谷亜紀（８名／１１名中）
事務局：〔文化推進課〕　　阪下課長
〔青少年センター〕梅村、森口
５　報告事項
（１）第３回犬山市青少年健全育成市民会議役員会（奥村委員）
６　研修会
「こどもの権利条例」について
講師：子育て支援課　韮澤　絵美　統括主査
７　研修会の感想交換
８　傍聴人の数　０人
９　内容
（１）会長あいさつ
寒暖差の大きい毎日なので、体調に気を付けて生活したい。愛知県の最低賃金が 10 月より変更になり、上がった。上げ率を月給に例えると結構な賃金が上がることになる。
本日の研修で、犬山市の子ども条例について詳しく知っていきたい。
（２）研修会「こどもの権利条例」について
《研修内容の概要》
・平成元年に採択され、平成６年に日本が批准した「子どもの権利条約」は子どもの権利を守るために作られた。条例も同じ役割をもつ。
・犬山市子どもの権利条約(案)前文の初め 2 行《「話を聞きに来てくれてありがとうございます」「大人が話を聞いてくれるとは思わなかった」》は子どもたちに意見を聴きに行った際に言われた言葉。
・令和 5 年にこども家庭庁が発足したのと同時に施行したこども基本法の第 3 条には基本理念として子供の意見表明の機会確保や子どもの意見尊重が、第 11 条には行政施策の実施や評価の時に子どもや若者、子育て当事者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが自治体に義務付けられたことが書かれている。
・条例は、令和 6 年度に起きた児童虐待の疑いでの死亡事案がきっかけで、二度と同じことは起こさない、子どもの権利を守るという市長の強い意向で制定することとなった。
・これまで子どもたちの意見をきちんと聞いてこなかったことを反省し、条例制定にあたっては子どもたちの意見をきちんと聴くことを意識した。子どもたちからの意見聴取は令和 7 年度は中 3、令和８年度は一部小５を含む小 6、中２を対象として実施し、教育支援センターや障害児サービス事業所でも聞き取りを行った。
・子どもたちの声を反映させた条例案にするために、子育て支援課が所管する子ども・子育て会議で検討している。その他にも教育委員会と連携し、総合教育会議などで意見聴取の学年や周知方法などについて助言や提案をもらいながら進めている。

・条例第3条からの権利の順番などについて子ども・子育て会議でも話題になったが、意見聴取結果で一番多かった「休む・遊ぶ権利」を最初にもってくるなど、できるだけ子どもたちの意見を反映させて作っている。
・県内では15自治体程度策定済み、全国では平成12年の川崎市が初。愛知県も今年度条例を制定するようだが、犬山市も犬山市の条例として制定する。
・条例は理念条例とする。
・他市町の条例では居場所や救済機関など具体的な内容を記載しているものもあるが、犬山市はあえて入れず基本的な内容にとどめて策定する。市の体制が変わっても「これだけは変わらない」という部分を記載することで「条例にあるから設置しなくては」というようなことのないようにしたいため。
・制定の過程や制定後の周知が大切だと考えている。周知方法は市教育委員会とも連携しながら考えたい。
・今後パブリックコメントを実施するが、子ども版のパブコメも予定しており、やり方などは市教育委員会と相談しながら進めていく。
・市ホームページも制定過程がわかるように整える予定。あわせて、子どもたちから聞き取った意見は庁内で共有できるよう進める予定。

（3）研修会の質疑と感想

《質疑》

◦「遊ぶ」は子どもと先生や保護者などの大人とで受け取り方が異なると思う。他自治体では大人の有給制度のように理由がなくても休むことができるところもある。また、先生個人の考えで子どもへの対応が異なるのは困る。先生たちへの研修などは今後どうしていくのか。子どもが相談した時に、子どもの権利と異なる対応をされた時の相談先として救済機関が必要だと思うが設置しないのか。

⇒「遊ぶ」の認識は子どもと大人で異なると認識している。大人の意見でも「遊び」は「学び」という意見もある。子ども・子育て会議で、「「遊ぶ」が一番多い理由として「時間の使い方を自由に決められない」という子どもの背景もあるのでは」という意見があった。子どもの言葉では「遊ぶ」という直接的な表現かもしれないが、「自己選択・自己決定」ができない状況もあるのかもしれないと思った。

先生たちへの研修については、先生に限らず保護者や大人へ子どもの権利を周知することを考えている。子どもの権利とあわせて子どもの話をいったん受け止めることの大切さなども知らせていきたい。

救済機関は設置する予定はない。

◦理念条例はわかりにくく、市民に受け止めてもらえるのだろうか。子どもの権利を理解してもらうには時間がかかる。丸投げではなく一緒に考えていける救済機関の設置についての考えを現時点でよいので教えて欲しい。

⇒時間がかかるのは承知しているが、地道にやっていきたい。

救済機関の設置は考えていない。

◦条例制定のきっかけと参考にした事例があれば教えて欲しい。

⇒令和6年度の児童虐待疑いの死亡事案がきっかけ。児童虐待は子どもの権利侵害の最たるものであり、子どもの権利を守るために作る。県内で公表されている条例をいくつか見たが、用語の定義や子どもの権利など同じようなことが記されている部分を入れたため、特に参考にした自治体はない。

◦子どもに意見を聴きに行った際の子どもたちの反応は。

⇒小学生の方が意欲的に取り組んでいた印象だが、どの学校・どの学年もグループワークでは活発に意見が出ていたように感じた。

◦意見として聞いてほしいが、時間をかけて周知していくことは理解できるが、同時進行で救済機関の設置も必要だと思う。子育て支援課が担当窓口といっても、「保護者のための窓口」という印象が強く子どもたちが子育て支援課に相談に行くとは思えない。子どもが行きやすい窓口の設置が必要だと思う。

◦青少年問題協議会として報告書に窓口についての事柄も入れていく必要がある。

《感想》

・犬山市子どもの権利条例(案)の中に、“地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識して、子どもが地域で健やかに育つよう支援する”とある。具体的にどんな支援があるかと思った。

・地域の支援は学校だけではなく、地域全体の活動であると思う。学校行事も学校の関わらない地域活動などのすべての活動が、子どもが地域で健やかに育つことを願って活動している。

・支援の窓口があると良いと思う。

・支援は企業もやっている。やろうとしている。その支援をマッチングしていくことが必要だと感じた。

（４）第２回犬山市青少年健全育成市民会議役員会報告

・会議録を基に奥村委員が内容を報告した。主な内容はおあしす標語入選作品と表彰式の持ち方についてであった。

（５）今後の研修について

12 月の研修会の内容と２月研修会についての日程を決定した。

（６）３分間スピーチ（石木会長）

会社の関係で新卒者や中途採用者の担当をしている。採用活動はビジネスになっている。中途採用者の採用にはエージェントを介することがほとんど、ハローワークを使うことはない。ピンポイントで確実に実力のある人を採用するためには、それなりの費用が必要となってくる。また、高卒者の就職の決定権は本人ではなく母親が握っていることが多い。そのための就職説明会でのキーワードが愛知県の場合は“安定”となっている。

（７）連絡・報告事項、その他

・次回の３分間スピーチ(古野委員)

・本会議の青少年健全育成市民会議での報告者について（織田委員）

・本会議の次回会議の開催予定日は 12 月 10 日(木)午前１０時から 201 会議室
次々回会議の開催予定日は２月２日(火)午前１０時から 201 会議室